

特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する主な交通ルール

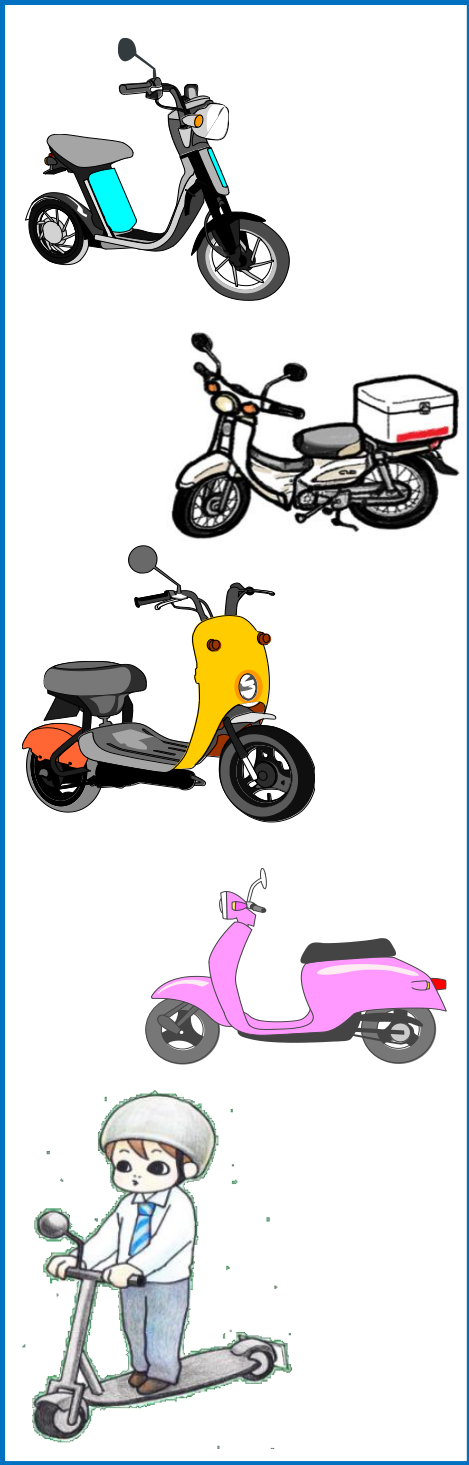
※令和5年7月1日～

原動機付自転車の車両区分

原動機付自転車

従来の原動機付自転車は「一般原動機付自転車」、自転車と類似の交通ルールを適用する小型・低速の電動モビリティは「特定小型原動機付自転車」として区分

一般原動機付自転車



特定小型原動機付自転車

車体の大きさ	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	20km/hを超える速度を出すことができないこと
(※) 最高の速度設定に応じて、点灯・点滅が切り替わるもの	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に設定を変更することができないこと
	クラッチの操作を要しない機構がとられていること
	道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯(※)が備えられていること

運転免許不要
16歳未満は運転禁止

後写鏡(ミラー)不要

前照灯

その他細目については道路運送車両の保安基準(特定小型原動機付自転車の保安基準)を参照

スピードリミッター
設定最高速度を超えて加速しないもの

ヘルメット(努力義務)

最高速度表示灯

原則、車道通行

ナンバープレート+自賠責保険

特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、一定の要件(最高速度の制御(6km/h)、それに連動する表示がなされている等)を備えたものは、「特例特定小型原動機付自転車」として、歩道(※)と路側帯を通行可能

歩道及び路側帯通行時は最高速度表示灯を緑色点滅させる。

注意 ※歩道の通行は、道路標識等によって通行が認められている場所(自転車通行可の歩道等)に限られる。

特定小型原動機付自転車の交通方法

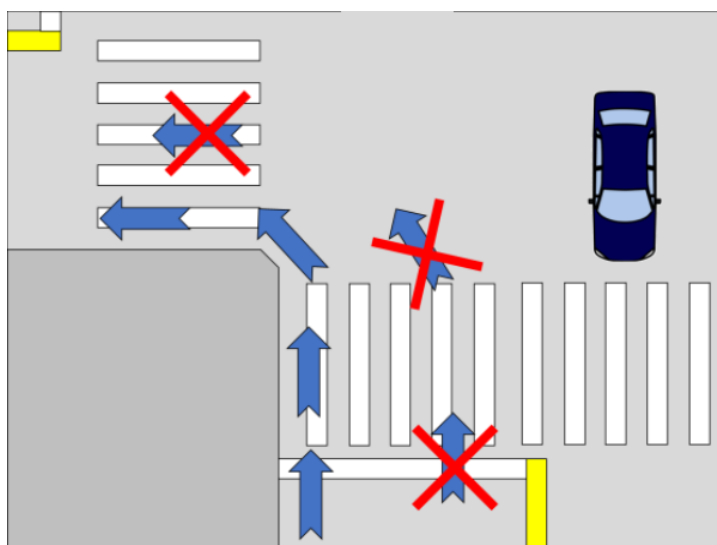
通行区分

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 特定小型原動機付自転車と自転車は、原則、車道通行！ </div>	歩道 <small>(普通自転車等及び歩行者等専用)</small>	自転車道	専用通行帯	路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者専用路側帯
	道路の左側に限る				路側帯	路側帯
特定小型原動機付自転車	×	○	○	×	×	×
特例特定小型原動機付自転車	○	/		○	○	×
普通自転車 <small>(長さ190cm・幅60cm以内)</small>	○	◎	◎	○	○	×
一般原動機付自転車	×	×	×	×	×	×

◎・・・通行しなければならない ○・・・通行することができる ×・・・通行できない

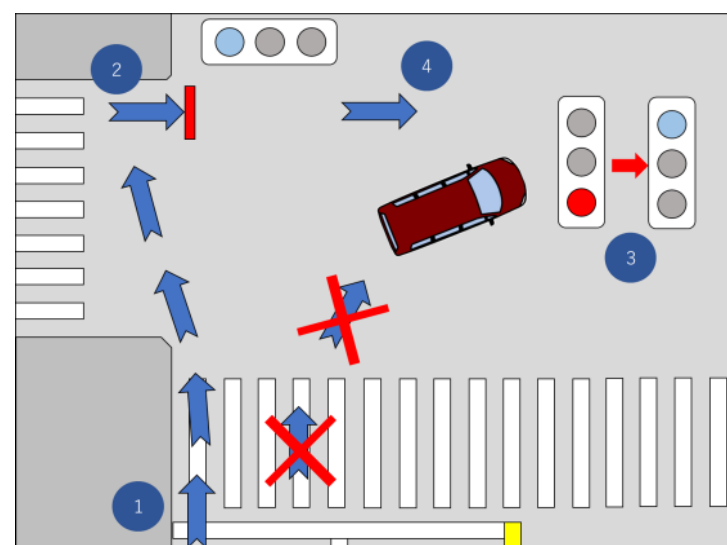
左折又は右折方法

左折の方法の例



左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行

右折の方法の例



右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、かつ、交差点の側端に沿って徐行(いわゆる「二段階右折」)